

広島県告示第八百十七号

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十四条の二第一項の規定によって、指定知的障害児施設等として次のとおり指定した。

平成二十二年十月十二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

社会福祉法人 つつじ	名称	主たる事務 所の所在地	指定知的障害児 施設等 の設置者	指定 知的 障害 児 施設 等	指定年月日
	東広島市西条 町西条五番 地一	種 別			
	名称	所在地			
	ぐるんぱ	東広島市八本 松町米満字下 田地原四六一 番地九、四六 一 番地			平成二三年一 〇月一日